

上尾市立小・中学校における
働き方改革基本方針

令和7年9月1日～令和10年8月31日

令和7年9月改定

上尾市教育委員会

目 次

ページ

I	教職員の勤務実態の現状と「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針（令和4年9月改定）」の評価・検証・・・	1
II	上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の概要・・・・・・・・・・	3
III	本「基本方針」の考え方・・・・・・・・・・	5
1	目的・・・・・・・・・・	5
2	現状と課題・・・・・・・・・・	5
3	目標・・・・・・・・・・	6
4	目標達成に向けた四つの視点・・・・・・・・・・	7
5	フォローアップ・・・・・・・・・・	8
IV	四つの視点における上尾市の主な取組・・・・・・・・・・	9
1	教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現・・・・・・・・・・	9
2	教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立・・・・・・・・・・	10
3	教職員の健康を意識した働き方の推進・・・・・・・・・・	10
4	保護者や地域の理解と連携の促進・・・・・・・・・・	11

I 教職員の勤務実態の現状と「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針（令和4年9月改訂）」の評価・検証

1 「勤務管理システム」等から

「勤務管理システム」及び「勤務状況調査」で把握した教員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりです。

【時間外在校等時間の状況（4か年同月比）】

		令和4年6月	令和5年6月	令和6年6月	令和7年6月
小学校	45時間超	58.9%	52.2%	32.2%	30.2%
	80時間超	4.0%	2.4%	0.5%	0.3%
中学校	45時間超	76.2%	62.6%	57.8%	49.6%
	80時間超	23.2%	17.3%	6.8%	6.7%

※休日（週休日）を含む。

※勤務状況調査を始めた平成28年6月調査（市内小・中学校 1校ずつの抽出調査）の結果は以下のとおりである。なお、当時は時間外在校等時間の概念がなく算出の方法が異なるため参考値となる。

- ・小学校：45時間超 88.2%、80時間超 11.8%
- ・中学校：45時間超 75.7%、80時間超 32.4%

【1年間の時間外在校等時間が、360時間を超える割合】

	令和5年度	令和6年度
小学校	62.5%	60.3%
中学校	75.3%	69.1%

2 働き方改革懇談会から

（令和7年6月24日開催 出席者は各校の主幹教諭又は教務主任）

【働き方改革の主な成果】

- ・校務支援システムや学校メール配信システムの活用により事務負担が軽減できた。
- ・スクール・サポート・スタッフやICT支援員の活用により事務負担が軽減できた。
- ・情報共有システムを活用し、打ち合わせや会議の時間を縮小できた。
- ・定時退勤ウィークや完全退勤時刻を設定することにより、教職員の意識が高まった。
- ・教育課程を見直し、余剰時数を削減したことで、日課をさらに工夫することができ、放課後の教材研究等に充てる時間を確保できた。
- ・通知表の見直しを行い、学期末の負担を分散することができた。
- ・プールの老朽化に伴う水泳授業の民間委託により、プール清掃や水質管理の負担がなくなった。（該当校からの意見）
- ・児童生徒の登校開始時刻を勤務開始時刻に近づけ、朝の時間にゆとりができた。

【働き方改革に対する各校の状況】

12校	全職員が高い意識をもって取り組んでいる。
17校	職員によって温度差がある。
5校	まだまだ高いとは言えない。

※働き方改革に対する自校の職員の意識に関するアンケートの回答

『全職員が高い意識をもって取り組んでいる。』が前回より8校増えた一方で、『まだまだ高いとは言えない。』が依然として5校ある。

【働き方改革を推進するために実施すべきこと】

(働き方改革をさらに推進するために、実施すべきことについて上位3つを記述)

- ・ 会議や行事、校務分掌の精査、見直し
- ・ 児童・生徒帰宅後の事務作業時間の確保
- ・ 教職員の出退勤時間に合わせた日課の見直し
- ・ 支援員等の効果的な配置や人員確保（ICT支援員やスクール・サポート・スタッフの勤務時間の増加等）
- ・ 職員のさらなる意識改革
- ・ 個々の能力の向上（危機管理や事務処理）
- ・ ICTの充実（PCのスペック向上、無線化、文書收受機能の向上等）
- ・ 情報共有システムの活用
- ・ 部活動改革
- ・ 家庭学習の取り組ませ方の工夫（デジタルドリルの活用等）
- ・ 水泳授業の民間委託
- ・ 通知表の見直し
- ・ 文部科学省が示す『学校・教師が担う業務に係る3分類』の共通認識
- ・ 働き方改革の目的の再確認

→月単位で見ると、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の人数が0人になる学校があるなど、働き方改革には一定の成果が見られています。しかし、月45時間以内、年360時間以内の割合が、依然として100%になっていない状況です。改めて教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進し、教職員が負担軽減を実感できる取組を実施するとともに、さらに教職員の意識改革を図ることで、時間外在校等時間の軽減を進める必要があります。また、これらの取組は、子供たちに還元されるものでなければなりません。働き方改革の目的を念頭に置いたうえでの取組が重要です。

Ⅱ 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の概要

1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

2 現状と課題

- 時間外在校等時間、月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合が100%に達していない。
- 勤務時間外に「授業準備」「部活動」「生徒指導」「保護者対応」の時間がある。
- 勤務時間内に、児童生徒と直接関わらない事務（書類作成・調査回答等）等がある。
- ICTを充実（校務支援システムやPCスペックの改善等）させ、負担軽減を図る必要がある。
- 与えられた休憩時間に十分休めていない状況がある。
- 約9割の職員が働きがいを感じているが、一方で約4割の職員が自身のワーク・ライフ・バランスを確立していないと感じている。
- 働き方改革の目的を再確認する必要がある。
- 多くの学校が以下に示す四つの視点のうち、『教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現』がさらに必要であると考えている。

3 目標

【時間外在校等時間】

月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%にする

【教職員のウェルビーイング】

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

4 達成目標に向けた四つの視点

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

5 フォローアップ

- (1)「勤務管理システム」により、教職員の在校等時間を客観的に把握し、教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- (2) 上尾市立小・中学校働き方改革懇談会を実施し、意見聴取する。
- (3) 上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会で取組状況について継続的に評価し、改善を提言する。

Ⅲ 本「基本方針」の考え方

1 目 的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

働き方改革の状況については、Ⅰ「1 『勤務管理システム』等から」及び「2 働き方改革懇談会から」にあるとおり、一定の成果が見られたものの、前「基本方針」の目標を達成するには至っていない状況です。

教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があることは、前「基本方針」策定時と変わりはありません。

一方、働き方改革を推進する中で、時間外在校等時間の削減自体が目的となってしまう、その先にいる子供たちが置き去りにになっていないかという声も耳にするようになりました。

このため、本「基本方針」の目的では、前「基本方針」の目的の意味を踏襲しながらも、より分かりやすく明確にするために「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」としました。上尾市教育委員会では、教職員の意識改革、業務改善をさらに進め、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化を目指した教育活動の一層の充実を図っていきます。

2 現状と課題

- 時間外在校等時間、月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合が100%に達していない。
- 勤務時間外に「授業準備」「部活動」の時間がある。
- 勤務時間内に、児童生徒と直接関わらない事務（書類作成・調査回答等）等がある。
- ICTを充実（校務支援システムやPCのスペックの改善等）させ、負担軽減を実現する必要がある。
- 与えられた休憩時間に十分休めていない状況がある。
- 約9割の職員が働きがいを感じているが、一方で約4割の職員が自身のワーク・ライフ・バランスを確立していないと感じている。
- 働き方改革の目的を再確認する必要がある。
- 多くの学校が四つの視点のうち、『教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現』がさらに必要であると考えている。

この内容は、Ⅰ「1 『勤務管理システム』等から」及び「2 働き方改革懇談会から」並びに別紙「学校における働き方改革のアンケート」から明らかになった小・中学校の現状と課題をまとめたものです。この内容や前「基本方針」の評価・検証も踏まえ、次の3に示す「目標」を達成した上で、子供たちへのよりよい教育を実現することを目的として、実効ある多忙化解消・負担軽減の具体的取組を策定します。

3 目 標

【時間外在校等時間】

月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%にする

【教職員のウェルビーイング】

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

前「基本方針」と数値目標は変わりません。引き続き実効ある多忙化解消・負担軽減を全力で進めます。さらに、子供たちへのよりよい教育を実現するためには、教職員が元気であることが不可欠です。時間外在校等時間に加え、教職員のウェルビーイングを目標に掲げ、「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立を進めます。これらの目標を3年後、小・中学校でしっかり達成できることを念頭に、「4 目標達成に向けた四つの視点」を検討しました。なお、本目標は埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」を踏まえて設定しています。

【用語について】

＜在校等時間＞

$$\boxed{\text{在校等時間}} = \boxed{\text{①在校している時間}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{②校外において職務として行う} \\ \text{研修や児童生徒等の引率等の} \\ \text{職務に従事している時間} \\ \text{③各地方公共団体で定める} \\ \text{テレワークの時間} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{④勤務時間外における} \\ \text{自己研鑽及びその他業務外の時間} \\ \text{（※自己申告による）} \\ \text{⑤休憩時間} \end{array}}$$

＜時間外在校等時間＞

$$\boxed{\text{時間外在校等時間}} = \boxed{\text{在校等時間}} - \boxed{\text{所定の勤務時間}}$$

- ①… 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
 ②… 職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県及び市教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。
 職務として行う児童生徒等の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の

部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

③… 『「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部改訂』に規定する「自宅勤務」（県教育委員会が主催する各年次研修のうち、研修当該日において1日非集合型で終日オンラインを活用した内容により実施する場合）を指している。

④… 自己研鑽の時間とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。

その他業務外の時間とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指している。

(参考)

事務職員、学校栄養職員については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

(その他)

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。

※週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については在校等時間に含まれる。

4 目標達成に向けた四つの視点

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても未だ範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

目標達成のためには、教職員の専門性を踏まえ、子供に直接関わる教育活動に優先順位をつけて業務を削減し、負担を軽減すること、教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立、教職員の健康管理を意識した働き方や保護者・地域の理解・連携が不可欠です。そのため本「基本方針」では前「基本方針」で(1)と(2)に分かれていた「負担軽減」と「業務量削減」の実現を一つにまとめ、新たにウェルビーイングの視点で「ワーク・ライフ・バランス」の確立を視点に取り入れました。

また、「3 現状と課題」にもあるとおり、多くの教職員が特に『教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現』がさらに必要と考えていることから、これを本「基本方針」では重点的に取り組みます。さらに、この四つの視点の具体的取組については、前「基本方針」の評価・検証及び働き方改革アンケート並びに働き方改革懇談会からの意見聴取等を踏まえ具体的取組を策定しました。

5 フォローアップ

- (1) 「勤務管理システム」により、教職員の在校等時間を客観的に把握し、教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- (2) 上尾市立小・中学校働き方改革懇談会を実施し、意見聴取する。
- (3) 上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会で取組状況について継続的に評価し、改善を提言する。

働き方改革の取組を着実に実施していくため、(1) 及び (2) により、多忙化解消・負担軽減及び業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

(1) については、働き方改革の取組を着実に実施していくため、引き続き「勤務管理システム」、「ＩＣカード」等で把握した教職員の在校時間を踏まえ、各学校においては教職員の健康管理を行います。

(2) については、「上尾市立小・中学校働き方改革懇談会」で協議し意見聴取を行います。

(3) については、(1)、(2) 及びその他の取組等から把握した情報を踏まえ、「上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会」において、本「基本方針」の取組状況について評価し、改善を提言します。

Ⅳ 四つの視点における上尾市の主な取組

1 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

(1) 専門スタッフの活用促進

- ①教育環境の充実を図るため、支援員等の効果的な配置や人材の確保に努めます。
(市教委)
- ②教職員の負担が軽減できるよう、加配教員を含め、教職員数の増員について要望します。
(市教委)
- ③スクール・サポート・スタッフの勤務条件を見直したり、活用事例を共有したりすることで、各学校での活用をさらに促進します。
(市教委)
- ④学校ICT支援員を全小・中学校に適切に派遣します。
(市教委)
- ⑤部活動指導における負担軽減のため、上尾市立中学校部活動指導員を全校に配置します。
(市教委)
- ⑥養護教諭の健康診断や学校保健活動に関わる事務の負担軽減のため、学校の申請に基づき、業務補助員を全小・中学校に派遣します。
(市教委)
- ⑦アレルギー対応や給食事務の負担軽減のため、栄養教諭等が配置されていない小学校に、栄養士を配置します。
(市教委)
- ⑧多様な児童生徒や保護者の悩みに対応するため、教育センターとの連携強化に努めます。
(市教委・学校)
- ⑨学校に対する不当な要求や苦情について、積極的にスクールロイヤーに相談を行います。
(市教委・学校)
- ⑩引き続き水泳授業の民間委託を進め、プールの水質や設備の管理負担を軽減します。
(市教委)
- ⑪小学校において教科担任制を推進することで、教員の専門性を活かし、授業準備等の負担を軽減します。
(市教委・学校)
- ⑫教育課程や日課表を見直し、教材研究・事務処理の時間を確保します。
(市教委・学校)

(2) 業務の効率化の推進

- ①統合型校務支援システムの機能を充実させたり、使用環境を整備したりすることで業務の効率化を図ります。
(市教委・学校)
- ②事務の共同実施による事務処理能力の強化や資質の向上を図ります。
(市教委・学校)
- ③学習指導案や教材等の共有化を推進し、授業準備等の業務の効率化を図ります。
(市教委・学校)
- ④学校給食の公会計化により、給食費の管理業務や滞納整理業務の負担軽減を図ります。
(市教委)

(3) 教育委員会が主催する研修及び会議の見直し

- ①市主催の研修に関して、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫を行います。(市教委)
- ②校長会議等において会議の効率化や会議の回数の縮減について検討します。(市教委)

(4) 学校への調査等の削減

- ①学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等の活用を検討し、削減に努めます。(市教委)
- ②学校に対し、市教育委員会の学校訪問について、過度な対応は必要ない旨を働きかけます。また、訪問の際の資料等の電子化や簡略化等について推進します。(市教委)
- ③上尾市立小・中学校働き方改革懇談会を実施し、教員の意見を聴取し、働き方改革を推進します。(市教委)
- ④県や市からの保護者等へのお知らせ等は、市教育委員会からメール配信を行うよう努めます。

(5) 関係団体等が主催する大会への参加、コンクール等への出品の縮減の要請

- ①上尾市が実施している体育的行事について、学校の負担軽減のために担当部署に対し、実施運営を見直すよう求めます。(市教委)
- ②各団体からの児童生徒への出品依頼については精査し、教員の負担軽減を図ります。(学校)

(6) 市独自の閉庁日等の設定

- ①「かがやキッズDAY」、「サマーリフレッシュウィーク」、「県民の日」、「ウィンターリフレッシュウィーク」、「開校記念日」を、市独自の閉庁日とし、教職員の休暇取得を促進するとともに、負担軽減を図ります。(市教委・学校)
- ②夏季休業日を8月末まで延長し、教職員の休暇取得を促進します。(市教委・学校)

2 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

- ①定時退勤推奨ウィークやふれあいデー、ノー残業デーの設定を推進します。(市教委・学校)
- ②原則最早出勤時刻午前7時30分、最遅退勤時刻午後7時30分を推進します。(市教委・学校)
- ③フレックスタイム制の適切な運用を推進します。(学校)
- ④中学校における部活動地域移行を推進します。(市教委)

3 教職員の健康を意識した働き方の推進

(1) 教職員の心と体の健康管理

- ①全職員を対象としたストレスチェックを実施し、管理職を対象とした活用研修会を行います。(市教委)

② I Cカードによる出退勤記録を分析したデータを学校に情報提供します。

(市教委)

③時間外在校等時間が長時間化している教職員に対して、管理職が面談を行い、業務の見直しを図るなど適切な措置を講じます。(学校)

(2) メンタルヘルスのための職場改善

①労働安全衛生に関する研修会等を実施し、労働安全衛生管理体制を整備します。

(市教委)

②各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境を整備します。(市教委・学校)

(3) 週休日の振替や休暇等を適切に取得できる職場環境の整備

①週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で確実に指示します。(市教委)

②産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握するとともに、適切な後補充の配置に努めます。(市教委)

③教職員に対して「休暇案内」等を配布するとともに、説明することによって、制度の一層の周知を図ります。(市教委・学校)

4 保護者や地域の理解と連携の促進

(1) 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

①各学校での電話対応時間など「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。(市教委・学校)

②学校運営協議会制度を生かし、地域住民の学校教育への参画意識及び学校の働き方改革への理解を高めます。(学校)

③「ふれあいデー」や学校閉庁日を実施する際には、保護者に趣旨を周知します。また、緊急対応に支障が出ないよう緊急連絡先等についても周知します。(市教委・学校)

(2) 「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に関する保護者の理解の促進

①「上尾市立中学校に係る部活動の方針」を踏まえ、各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」については、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行います。(学校)